

第5章 労使関係・労働相談

市内の労働組合は 360 組合、組合員は 109,457 人

神奈川県かながわ労働センター川崎支所の調査結果によると、令和3（2021）年6月30日現在、市内の労働組合数は360組合、労働組合員数は109,457人となっている。

1 労働組合の組織状況

- ① 令和3（2021）年6月30日現在の労働組合数は、前年同時期と比べて4組合減少し、360組合となっている。（2-5-1表）
- ② 労働組合員数をみると前年度と比べて、2,752人（2.6%）増の109,457人となっている。（2-5-1表）
- ③ 男女別の割合は男性が約8割を占めており、前年度と比べて、男性組合員は1,591人、女性は1,161人、それぞれ増加している。（2-5-1表）
- ④ 産業別にみると、組合数は「製造業」が109組合で最も多く、次いで「運輸業、郵便業」が89組合、「卸売業、小売業」が38組合と続いている。組合員数は「製造業」が53,664人で全体の約半数を占めており、次いで「建設業」が13,480人、「公務」が8,273人と続いている。（2-5-2表）
- ⑤ 企業規模別にみると、1,000人以上の規模が136組合、66,446人で、組合数全体の約4割、組合員数全体の約6割を占めている。（2-5-2表）

2-5-1表 労働組合・組合員数の推移

（各年6月30日現在）

区分	組合数		組合員数		うち男性		うち女性	
	実数	前年比	実数	前年比	人	構成比	人	構成比
		%	人	%	人	%	人	%
H29（2017）年度	378	▲2.1	115,984	▲3.6	89,726	77.4	26,258	22.6
H30（2018）年度	370	▲2.1	107,591	▲7.2	83,013	77.2	24,578	22.8
R1（2019）年度	366	▲1.1	108,894	1.2	84,205	77.3	24,689	22.7
R2（2020）年度	364	▲0.5	106,705	▲2.0	82,760	77.6	23,945	22.4
R3（2021）年度	360	▲1.1	109,457	2.6	84,351	77.1	25,106	22.9

資料出所：神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-5-2表 産業別・企業規模別労働組合数・組合員数

(R3(2021)年6月末現在)

区 分	組合数		組合員数		うち男性 人	うち女性 人	令和2 (2020)年 組合数 組	
	実数	構成比	実数	構成比				
単 位	組	%	人	%	人	人	組	
産 業 別	建設業	17	4.7	13,480	12.3	12,541	939	18
	製造業	109	30.3	53,664	49.0	45,370	8,294	112
	電気・ガス・水道業	8	2.2	1,409	1.3	1,194	215	9
	情報通信業	8	2.2	2,770	2.5	2,152	618	8
	運輸業、郵便業	89	24.7	7,033	6.4	6,412	621	89
	卸売業、小売業	38	10.6	7,503	6.9	3,800	3,703	36
	金融業、保険業	11	3.1	2,491	2.3	949	1,542	11
	不動産業、物品賃貸業	3	0.8	441	0.4	258	183	2
	学術研究、専門・技術サービス業	9	2.5	1,825	1.7	1,288	537	9
	宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	3	0.8	260	0.2	181	79	3
	教育、学習支援業	10	2.8	4,152	3.8	1,998	2,154	10
	医療、福祉	25	6.9	1,745	1.6	497	1,248	24
	複合サービス事業	5	1.4	2,414	2.2	1,894	520	6
	サービス業	8	2.2	1,115	1.0	870	245	9
	公 務	10	2.8	8,273	7.6	4,356	3,917	11
分類不能	7	1.9	882	0.8	591	291	7	
企 業 別 規 模	29人以下	8	2.2	98	0.1	81	17	10
	30～99人	36	10.0	1,032	0.9	909	123	34
	100～299人	68	18.9	4,438	4.1	3,785	653	71
	300～499人	41	11.4	3,534	3.2	2,836	698	40
	500～999人	29	8.1	8,104	7.4	6,253	1,851	28
	1,000人以上	136	37.8	66,446	60.7	51,632	14,814	137
	その他	22	6.1	12,656	11.6	11,817	839	22
	国公営	20	5.6	13,149	12.0	7,038	6,111	22
総 計	360	-	109,457	-	84,351	25,106	364	

資料出所: 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-5-3表 企業規模別パートタイム労働者の組織状況

(R3(2021)年6月末現在)

区 分	組合数		組合員数		うち男性 (人)	うち女性 (人)	令和2 (2020)年 組合数	
	実数(組)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)				
企 業 別 規 模	29人以下	X	-	-	X	X	X	
	30～99人	X	-	-	X	X	X	
	100～299人	8	#DIV/0!	73	#DIV/0!	40	33	7
	300～499人	X	-	-	X	X	X	
	500～999人	6	#DIV/0!	169	#DIV/0!	71	98	5
	1,000人以上	32	#DIV/0!	3,979	#DIV/0!	989	2,990	34
	その他	3	#DIV/0!	46	#DIV/0!	4	42	3
	国公営	3	#DIV/0!	45	#DIV/0!	44	1	4
総 計		-	0	-				

注: 「X」は特定の組合情勢が判明される恐れがあるため公表できないもの。ただし、全体の数値の中には含まれている。

資料出所: 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

労働争議の発生件数は 0 件
市内の労働争議発生状況

令和 3（2021）年度の市内労働争議発生件数は 0 件であった。

2 労働争議発生状況

(1)労働争議発生件数・参加人員

市内の労働争議発生件数は、令和 3（2020）年度は 0 件であった。（2-5-4 表、2-5-5 表、2-5-6 表）

2-5-4 表 川崎市内の要求項目別労働争議発生件数 (単位:件)

区 分	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	R1(2019) 年度	R2(2020) 年度	R3(2021) 年度
賃上げ要求	—	1	1	2	—
一時金要求	—	—	—	2	—
反合理化、統一行動、 労働時間短縮	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	2	—
合 計	—	1	1	4	—

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-5-5 表 川崎市内の労働争議発生組合数、行為参加人員等の推移

区 分	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	H30(2019) 年度	R2(2020) 年度	R3(2021) 年度
組合数 (組)	—	1	1	2	—
行為参加人数 (人)	—	28	50	20	—
半日以上の罷業(日)	—	1	4	—	—
労働損失日数 (日)	—	28	132	—	—
半日未満の罷業(日)	—	—	—	20	—
時間外拒否 (人)	—	—	—	—	—
怠業日数 (日)	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-5-6表 川崎市内の産業別・規模別労働争議発生状況

区分	組合数	行為参加	半日以上の	労働損失	半日未満の	時間外	怠業	その他
		人員	罷業日数	日数	罷業日数	拒否	日数	
産業別	建設業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・水道	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-
	飲食店、宿泊業	-	-	-	-	-	-	-
	医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-
	複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-
	公務	-	-	-	-	-	-	-
	分類不能	-	-	-	-	-	-	-
規模別	29人以下	-	-	-	-	-	-	-
	30～99人	-	-	-	-	-	-	-
	100～299人	-	-	-	-	-	-	-
	300～499人	-	-	-	-	-	-	-
	500～999人	-	-	-	-	-	-	-
	1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-
R3（2021）年度 総計	-	-	-	-	-	-	-	-
R2（2020）年度 総計	2	20	-	-	2	-	-	-
R1（2019）年度 総計	1	50	4	132	-	-	-	-
H30（2018）年度 総計	1	28	1	28	-	-	-	-
H29（2017）年度 総計	-	-	-	-	-	-	-	-

資料出所：神奈川県かながわ労働センター川崎支所 ※ 令和3年度は争議行為無し

不当労働行為の審査は全県で 32 件

令和 3（2021）年（1 月～12 月）の神奈川県全体の労働争議係属件数は 16 件で、不当労働行為の係属件数は 32 件だった。

3 神奈川県労働委員会の活動

(1) 労働争議の調整

- ① 係属件数は 16 件で、前年と同数となっている。うち新規取扱件数は 12 件で、前年からの繰越件数は 4 件である。(2-5-8 表)
- ② 開始手続きは、12 件のうち 11 件が「組合側の申請」で、1 件は「使用者側の申請」となっている。(2-5-8 表)
- ③ 産業別にみると、「建設・卸・小売・公務他」で 7 件、「運輸業、郵便業」で 3 件、「サービス業」で 1 件となっている。(2-5-8 表)
- ④ 調整事項は 19 件で、そのうち「経済的事項」は 7 件で、「非経済的事項」は 14 件となっている。(2-5-8 表)
- ⑤ 処理状況は「解決」3 件、「不調・打ち切り」8 件、「翌年への繰越」が 3 件であった。(以上はすべて全県分) (2-5-8 表)
- ⑥ 年報で市町村が非公表のため、川崎市内分は不明である。

(2) 不当労働行為の審査

- ① 新規取扱件数は 32 件で、前年に比べて 3 件の増加となっており、全て「組合」からの申立てである。(2-5-9 表)
- ② 産業別では、「製造業」が 9 件、「教育、学習支援業」が 4 件となっている。(2-5-9 表)
- ③ 係属件数は、新規取扱件数 32 件と前年からの繰越件数 22 件の計 54 件となり、処理状況は 54 件中 24 件が終結し、終結率は 44%となった。終結の内訳は「和解・取下げ」が 16 件、「命令・決定」が 8 件である。(すべて全県分) (2-5-9 表)。
- ④ 川崎市内分は 2-5-7 表のとおり、1 件となっている。

2-5-7 表 令和3(2021)年 再審査申立事件 ー川崎市内分ー

申立年月日	事件名	申立人	被申立人	請求する救済内容	終結年月・内容
R2.7.13	S 事件	労働組合	株式会社 (建設業)	団体交渉合意事項不履行 不当労働行為	R3.2.8 取下

資料出所：神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-5-8表 神奈川県労働委員会の労働争議の調整<県内全体 1月～12月> (単位:件)

区分		H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	
係属件数	新規取扱件数 ※	16	14	15	12	12	
	開始申請者	組合	13	13	14	10	11
		使用者	3	1	1	2	1
		双方	-	-	-	-	-
		職権	-	-	-	-	-
		製造業	3	-	1	-	1
		運輸業、郵便業	2	5	5	1	3
教育、学習支援業		1	1	2	2	-	
サービス業		2	-	-	1	1	
建設・卸・小売・公務他		8	8	7	8	7	
前年からの繰越		9	8	4	4	4	
合計		25	22	19	16	16	
終結件数	解決	9	10	10	3	3	
	不調・打ち切り	5	7	5	9	8	
	取下げ	3	1	-	-	2	
	合計	17	18	15	12	13	
翌年へ繰越		8	4	4	4	3	
調整事項合計		23	26	23	21	19	
経済的事項	賃金等	賃金増額	-	-	-	-	1
		一時金	-	-	-	-	-
		諸手当	-	1	-	-	1
		その他賃金関係	5	3	4	6	2
		退職一時金・年金	1	1	-	1	-
		解雇・休業手当	-	2	-	-	-
	給与以外の労働条件	3	5	1	-	1	
小計		9	12	5	7	5	
非経済的事項	経営人事	事業休廃止・縮小	-	-	-	-	-
		人員整理	-	-	-	-	-
		配置転換	1	4	3	-	1
		解雇	3	-	1	4	3
		その他の経営人事	3	2	3	1	2
	団交促進	-	-	-	2	2	
	組合承認・同活動	3	4	4	5	4	
その他	4	4	7	2	2		
小計		14	14	18	14	14	
労働協約	協約締結・同改定	-	-	-	-	-	
	協約効力・解釈履行	-	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	-	

注1:一件で複数の調整項目があるので、調整事項合計と取扱件数は一致しない。

注2:※すべて「あっせん」。

注3:仲裁は昭和45(1970)年以降なし、調停は昭和61(1986)年以降なし。

資料出所:令和3年「神奈川県労働委員会年報」

2-5-9表 神奈川県労働委員会の不当労働行為の審査<県内全体 1月～12月> (単位:件)

区 分		H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	
係属 件数	新規取扱件数	37	25	26	29	32	
	申立人別	組合	36	25	26	29	32
		個人	-	-	-	-	-
		組合・個人	1	-	-	-	-
	産 業 別	製造業	8	6	4	5	9
		運輸業、郵便業	3	3	1	-	1
		教育、学習支援業	3	1	3	5	4
その他		23	15	18	19	18	
労組法第7条 該当号別	第1号関係 ※	11	12	8	8	13	
	第2号関係 ※	34	18	21	28	27	
	第3号関係 ※	16	11	12	16	25	
	第4号関係 ※	-	-	-	1	2	
前年からの繰越件数		39	46	38	25	22	
合 計		76	71	64	54	54	
終結 件数	命 令 ・ 決 定	全部救済	2	2	4	1	-
		一部救済	1	5	4	5	4
		棄却	5	4	11	-	4
		却下	-	-	-	-	-
	小 計		8	11	19	6	8
	和 解 ・ 取 下 げ	関与和解	21	16	19	22	14
		無関与和解	-	4	1	3	-
取下げ		1	2	-	1	2	
小 計		22	22	20	26	16	
移 送		-	-	-	-	-	
終 結 計		30	33	39	32	24	
終 結 率		39%	46%	61%	59%	44%	
翌年度への繰越		46	38	25	22	30	

注1：終結率＝終結件数÷係属件数×100%

注2：※労組法第7条該当号別件数は、内訳中の該当号別件数を1号ないし4号に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

注3：※労組法第7条第1号関係：不利益取扱い

(ア)賃金・一時金・昇給等の差別 (イ)解雇(含解雇予告) (ウ)懲戒処分
(エ)出向、配転等 (オ)仕事の差別等 (カ)その他

注4：※労組法第7条第2号関係：団体交渉拒否

注5：※労組法第7条第3号関係：支配介入

(ア)不利益取扱いによる組合弱体化等 (イ)労働協約の無視、慣行の無視等 (ウ)ひぼう・中傷
(エ)組合脱退工作、組合加入妨害等 (オ)組合掲示物の掲示、ビラ配布妨害等 (カ)その他

注6：労組法第7条第4号関係：申立等に伴う不利益取扱い

資料出所：令和3年「神奈川県労働委員会年報」

「労働条件」に関する相談が多い
令和3（2021）年度の労働相談の状況

労働雇用部・中原区役所で実施した労働相談の相談件数は595件
街頭労働相談会（市内5か所、6日）の相談件数は349件
弁護士労働相談会（毎月1回、12日）の相談件数は131件

4 市内の労働相談の状況

- ① 令和3（2021）年度に川崎市で実施した労働相談の件数は1,075件で、そのうち労働時間や休暇等の「労働条件」が354件、「解雇」が96件、「健保・年金」が66件、「雇用」が64件、「雇用保険」が64件などとなっており、前年度と比べ、全体で190件減少した。（2-5-10表）
- ② 街頭労働相談会は、各種労働問題を抱えた勤労市民の立場にたち、相談者の便宜を図るため、直接的・即応的に対応できるよう駅周辺の立ち寄りやすい場所で相談会を開催し、併せて労働法などの資料配付により労働問題を未然に防止できるよう啓発することを目的として実施している。

また、平成23年度から労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じる弁護士労働相談会を毎月開催している。いずれも、神奈川県かながわ労働センター川崎支所との共催により実施している。

※令和3（2021）年度実績

街頭労働相談会：市内5か所、6日（JR 登戸駅多摩川口1日、JR 武蔵溝ノ口駅南北自由通路2日、多摩区役所1日、川崎アゼリア1日、幸区役所1日）
弁護士労働相談会：毎月1回、12日（かながわ労働センター川崎支所12日）

2-5-10表 市内労働相談件数の推移

区 分	健保 年金	労働 条件	賃金 未払	退職金	労災 通災	解雇	雇用	雇用 保険	その他	件数 計
令和元（2019）年度	79	524	87	11	42	91	111	75	445	1,465
うち相談員労働相談	64	250	69	10	38	53	18	64	291	857
うち街頭労働相談	14	241	13	-	2	18	93	10	122	513
うち弁護士労働相談	1	33	5	1	2	20	-	1	32	95
令和2（2020）年度	74	370	64	7	46	88	73	86	457	1,265
うち相談員労働相談	59	211	47	3	35	63	22	73	364	877
うち街頭労働相談	9	109	9	-	3	16	51	11	58	266
うち弁護士労働相談	6	50	8	4	8	9	-	2	35	122
令和3（2021）年度	66	354	43	12	27	96	64	64	349	1,075
うち相談員労働相談	51	142	25	5	20	51	6	49	246	595
うち街頭労働相談	12	160	12	2	4	24	53	10	72	349
うち弁護士労働相談	3	52	6	5	3	21	5	5	31	131

安心・共生の福祉社会づくりに向けて
川崎労福協 第38回定期総会

川崎労働者福祉協議会（村松 秀幸 会長）は、令和4（2022）年11月18日に第38回定期総会を開催し、「働くことを軸とした安心社会の実現と連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会づくり」に向けて、諸活動の推進に全力で取り組むことを確認した。

5 地域労働団体の活動

(1) 川崎労働者福祉協議会

- ① 川崎労働者福祉協議会は「川崎の地域に密着した、きめ細かく、幅広い勤労者の福祉活動の推進」を目指して、昭和60（1985）年に結成された。その後、福祉事業に対する社会的役割の高まりと地区活動の充実に応えるため、平成8（1996）年にブロック労福協（川崎中央・大師・田島・幸・中原・北部）を発足し、相互に連携した活動を展開している。
- ② 川崎労働者福祉協議会の第38回定期総会が、令和4年11月18日（金）に川崎市立労働会館で開催された。主催者を代表して村松会長から『『フードバンク』や『米1合運動』の取組について、貧困層は拡大し、物価上昇が追い打ちをかけているので、支援の輪を広げていきたいです。勤労者福祉向上のため、『福祉はひとつ』としてこれからもご協力をお願いいたします。』と挨拶があった。

【役員体制】

役職名	氏名	単組名	役職名	氏名	単組名
会長	村松 秀幸	川崎市職員労働組合	副会長 (地区ブロック長)	館山 裕樹	エア・ウォーター・パフ オーマンスケミカル 労働組合
副会長	熊谷 秀朗	東芝労働組合小向支部	〃	小山内 隆之	JFEスチール京浜関連 労働組合協議会
〃	高羽 昌仁	JFE 物流労働組合 京浜支部	〃	中野 健一	JP 労働組合 川崎南支部
〃	舘 克則	川崎地域連合	〃	萩野谷 圭一	東芝ロジスティクス 労働組合
〃	石川 欣紀	中央労働金庫川崎支店	〃	斎藤 恵治	三菱ふそう労働組合 本社支部
〃	小山 雅也	こくみん共済 coop 神奈川推進本部	〃	萩原 善幸	電元社トーア労働組合
事務局長	成田 仁	川崎労働者福祉協議会			

「安心社会へ新たなチャレンジ」
川崎地域連合 第 32 回定期総会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合（渡部 堅三 議長）は、令和 4（2022）年 11 月 18 日に第 32 回定期総会を開き、「働くことを軸とする安心社会」に向けて、すべての働く仲間とともに「必ずそばにいる存在」としての連合運動をつくりあげていくことを確認した。

(2) 川崎地域連合

- ① 川崎地域連合は平成 3（1991 年）年に結成された。「地域に根ざした連合運動」をめざして、川崎市内最大のローカルユニオンセンターとしての役割と責任を果たしており、働く者の生活を守る取組、住みよいまちづくりに向けた政策活動、各種イベントの開催など、市民に開かれた活動を行っている。また、川崎地域連合のもとに 6 つの地区連合があり、地域に密着した活動を推進している。
- ② 川崎地域連合の第 32 回定期総会が、令和 4 年 11 月 18 日（金）に川崎市立労働会館で開催された。

主催者を代表して渡部議長から「コロナ禍と生活の現状について、見通しは立っていませんが、すべての働く皆様に敬意を表します。誰かを犠牲にする 1 人の 100 歩より 100 人の 1 歩、同じ労働者の仲間として連合が必ず傍にいる存在になりたいです。」と挨拶があった。

【役員体制】

役職名	氏名	産別名	役職名	氏名	産別名
議長	渡部 堅三	基幹労連	副議長(地区議長)	阿部 健次郎	運輸労連
議長代行	村松 秀幸	自治労	〃	福井 正宏	基幹労連
副議長	齊藤 恵治	自動車総連	〃	岩本 茂	電機連合
〃	林 典子	J A M	〃	小山 國正	私鉄総連
〃	石村 卓也	神教協	〃	稲富 正行	電機連合
事務局長	舘 克則	電機連合	〃	森川 靖之	電機連合

「雇用と生活の安定を！」
川崎労働組合総連合 第 33 回定期大会

川崎労働組合総連合（児玉 桃太郎議長）は、令和 4（2022 年）年 10 月 30 日に第 33 回定期大会を開催した。

(3) 川崎労働組合総連合（川崎労連）

川崎労連は、令和 4 年 10 月 30 日（日）に川崎市教育文化会館で第 33 回定期大会を開き、活動報告、運動方針、予算等を採用した。また、今大会において役員の変更が行われ、菅野議長が退任し、新たに児玉桃太郎氏が議長に就任した。

【運動方針（一部抜粋）】

- ・ 最低賃金・労働条件の引き上げ
- ・ 争議・裁判闘争、リストラとの闘い
（社会的啓発や行政への働きかけ）
- ・ 労働者の権利を守る法制度の改善
- ・ 組織の拡大強化
（未組織労働者への加入呼びかけ及び組織化、川崎労連ニュースの定期発行等）

【役員体制】

役職名	氏 名	出身 労 組
議 長	児玉 桃太郎	川崎医療生協労組
副議長	今井 紀好	川崎建設 労働組合連合会
〃	野村 澄夫	神奈川土建 川崎支部協議会
事務局長	吉根 清博	全川崎地域労組

第 93 回メーデー

(4) メーデー

- ① 第 93 回メーデー川崎地区大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小して式典を開催した。また、ホームページ上に WEB 会場を設け、式典の様子を掲載するなど参加者が閲覧する形で開催した。今回のスローガンとして、「一人ひとりが尊重される多様性を認め合う社会をめざしみんなが輝く未来をつくろう！」が掲げられた。

メーデー宣言では「人との接触が制限されてきた中、今改めて『つながる』ことの重要性と再発見や、コロナも含め分断から連帯へ、支え合い・助け合いと共生」などが確認された。

- ② 川崎メーデー実行委員会主催の「第 93 回川崎メーデー」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、オンライン集会を開催した後、川崎駅・溝の口駅・登戸駅で駅頭宣伝を行った。

今回のスローガンとして、「働く者の団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」が掲げられた。労働者・国民の権利と暮らしを守るためにこれからの苦難に立ち向かい、闘うことなどが確認された。